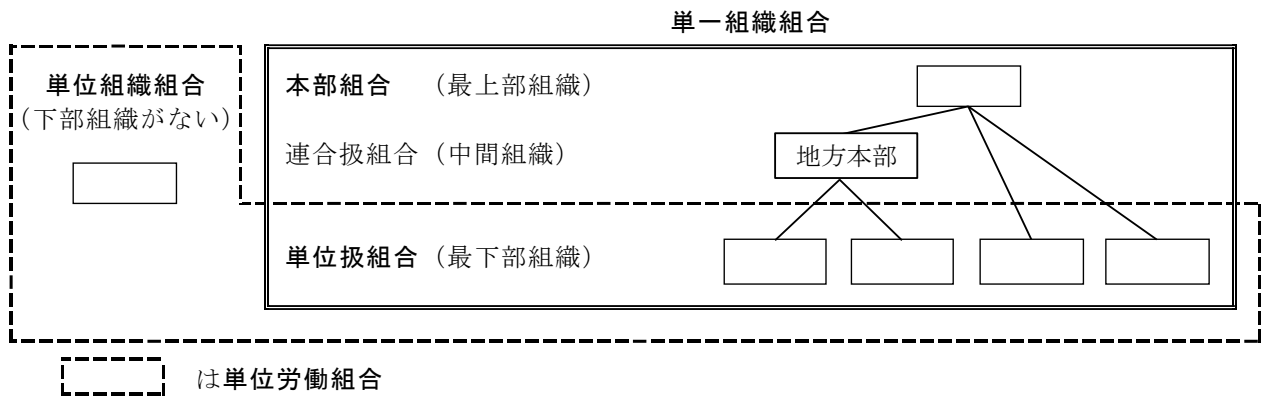


主な用語の定義



「単位組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部、分会等）を持たない労働組合をいう（上図参照）。

「単一組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部、分会等）を持つ労働組合をいう（上図参照）。

「本部組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織をいう（上図参照）。

「連合扱組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織に当たる「本部組合」と最下部組織に当たる「単位扱組合」の中間に位置する労働組合で、地方本部、地区本部等をいう（上図参照）。

「単位扱組合」

「単一組織組合」のうち、最下部組織をいう（上図参照）。

「単位労働組合」

「単位組織組合」と「単位扱組合」をいう（上図参照）。

「正社員」

事業所において正社員・正職員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）及び他社からの出向社員を含む。

「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、嘱託労働者及び派遣労働者を除く。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者
- ③ パートタイマー、パート等と呼ばれている者

「有期契約労働者」

正社員以外の労働者で、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、パートタイム労働者、日々雇われている者、当該事業所を出向先とする出向社員、嘱託労働者及び派遣労働者を除く。

「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用した労働者をいう。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣事業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

「労働協約」

労使間で結ばれる労働条件その他に関する取り決めにいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

ただし、労働基準法に基づく次のような労使協定だけの場合は、労働協約を「締結をしている」には含まない。労働基準法第18条第2項（労働者の委託に基づく貯蓄金管理協定）、同法第24条第1項（賃金控除に関する協定、ただし、チェック・オフは除く）、同法第36条（時間外及び休日労働に関する協定）等。

「ユニオン・ショップ協定」

労働者は原則として労働組合に加入しなければならないとする協定をいう。

「団体交渉」

労働組合と使用者又は使用者団体との間で行われているものをいい、上部組織が単独で使用者と交渉を行ったものは含まない。